

あさか冬のあかりテラス２０２６協賛要領

(趣旨)

第１条 この基準は、あさか冬のあかりテラス２０２６（以下、「冬のあかりテラス」という。）の趣旨に賛同する法人、その他団体（以下「企業等」という。）が、冬のあかりテラスに協賛する際に必要な事項を定めるものです。

(協賛の定義)

第２条 この基準において、協賛とは、企業等が行う次の各号に掲げる行為とします。

(１) イルミネーションの設置に係る協賛（以下、「イルミネーション協賛」という。）

① 企業等が、冬のあかりテラスに協賛する考えのもと資金を提供する行為

② 企業等が、市の指定した場所に自らイルミネーションの内容を企画し、設置までを行う行為

(２) イルミネーションの実施に係る物品の提供（以下、「物品協賛」という。）

(３) イルミネーションの実施に係る役務の提供（以下、「役務協賛」という。）

２ 前項第１号①に規定する協賛金の支払方法は、あさか冬のあかりテラス２０２６実施業務受託者（以下、「受託者」という。）が指定する口座への振込又は現金払いとします。なお、いただいた協賛金は、その全額を冬のあかりテラスのイルミネーション設置に係る費用に充てさせていただきます。

３ 第１項第２号及び第３号に規定する物品協賛及び役務協賛の例は、別表１に掲げるとおりです。

４ 第１項各号に掲げる協賛については、複数企業等による連名の申込みも可能とします。

(募集期間)

第３条 協賛の募集期間は、募集開始日から令和８年１０月１６日までとします。ただし、前条第１項第１号①に掲げる協賛以外はこの限りではありません。

(協賛の申込等)

第４条 協賛を申し出ただけの企業等（以下、「申込者」という。）は、あらかじめ、あさか冬のあかりテラス２０２６協賛申込書（以下、「申込書」という。）を提出していただきます。なお、協賛の具体的な内容、条件等は、申込者と市が協議して決定するものとします。

２ 市は、前項の協議が終了し、第９条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、あさか冬のあかりテラス２０２６協賛申込受理書（以下、「受理書」という。）により受理した旨を通知します。

(イルミネーション協賛の実施等)

第５条 第２条第１項第１号②に規定するイルミネーション協賛の申込者は、第４条第２項の通知を受けた場合、市と協議後指定する場所にイルミネーションを設置していただきます。なお、同条同項同号①に規定するイルミネーション協賛の申込者

は、別途市と協議し、受託者に協賛金をお支払いください。

(物品協賛の実施等)

第6条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛の申込者は、第4条第2項の通知を受けた場合、市が指定する方法により物品を納品していただきます。なお、提供いただいた物品には、企業等の名称等を表示していただくことができます。

2 市は、物品を納品した企業等が受領書の発行を希望するときは、受領書を発行します。

(役務協賛の実施等)

第7条 第2条第1項第3号に規定する役務協賛の申込者は、第4条第2項の通知を受けた場合、市が指定する方法により役務の提供等を実施していただきます。

2 前項の役務の提供等について、市は実施状況の報告を求めることがあります。

(協賛の特典等)

第8条 第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下、「協賛者」という。)の特典は、別表2に掲げるとおりです。

2 別表2に定める協賛者の特典は、内容を変更及び新たな特典を追加する場合があります。

(協賛申込の不受理について)

第9条 市は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとする。

- (1) 第4条第1項に掲げる協議が整わなかった者
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は冬のあかりテラスを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (4) 法令又は公序良俗に反する者
- (5) 冬のあかりテラスの品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- (6) その他、市が不相当と判断する者

2 市は、協賛の申込書を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、寄贈品又は協賛物品を返戻します。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は別に定める。

附 則

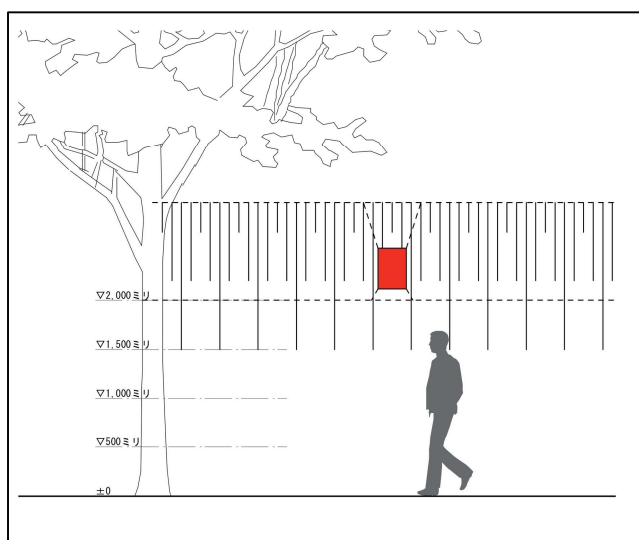
この要領は、令和8年8月21日から施行する。

別表1（第2条第3項関係）

イルミネーション協賛①

ほしのしっぽ（ケヤキ並木）1スパン10m程度：20万円

今年は、シンボルロードのケヤキ並木の一部に、ほしのしっぽ（木々をつなぐヴェールのような装飾）が連なるイルミネーションを施工予定です。協賛いただいた企業や団体の皆さんの紹介看板を、点灯終了日まで、下図の赤い部分に掲示させていただきます。設置する看板は、ほしのしっぽとの調和をはかったものを、市で用意させていただきます。



イルミネーション協賛②

申込者が自らシンボルロードにイルミネーションを設置していただきます。場所に限りがああるため、市と協議のうえ決定いたします。

物品協賛

イルミネーションの開催にあたり、必要となる物品を募集いたします。なお、協賛いただく物品の内容や数量については、開催内容や必要数量等を踏まえ、市との協議のうえ決定いたします。

<例>

物品の内容
組み立て式テーブル（木製）
木製ベンチ（フォトスポット等）
A 看板（木製）
スタッフ用ベスト・帽子等
販売用飲料水等
シンボルロード保全管理用具（電動ノコギリ等）
点灯式イベント等の来場者への記念品等
点灯式イベントで演奏する吹奏楽部員等（中学生）への記念品
その他 上記以外に市が必要と認める物品

役務協賛

イルミネーションを開催するにあたり、設営・運営等に必要となる作業やサービスなど役務の提供を募集いたします。提供いただく役務の内容については、イベントの開催内容や必要性等を踏まえ、市との協議のうえ決定いたします。

<例>

役務の内容
あさか冬のあかりテラス2026の広報PR等
警備員の配置
ごみ集積所の設置及び管理
あさか冬のあかりテラス2026と親和性のあるワークショップ等の企画・開催
その他 上記以外に市が必要と認める役務

別表 2（第 8 条関係）

【協賛者特典一覧】

区分	特典一覧	特典希望の有・無
1	点灯式イベントへの招待及び紹介	有 ・ 無
2	あさか冬のあかりテラス 2 0 2 6 に係る刊行物に協賛いただいた企業等の名称を掲載（フライヤー、ポスター等）	有 ・ 無
3	市ホームページへ協賛いただいた企業等の名称を掲載	有 ・ 無
4	イルミネーションを設置していただいた場合、対象のイルミネーションに協賛いただいた企業等の名称を掲載	有 ・ 無
5	提供いただいた物品に協賛いただいた企業等の名称を表示	有 ・ 無

※特典内容は、変更及び新たな特典を追加する場合があります。

様式（第4条関係）

あさか冬のあかりテラス2026協賛申込書

令和8年 月 日

朝霞市長 宛

住所又は所在地

申請者

名称

代表者（役職・氏名）

あさか冬のあかりテラス2026に下記のとおり協賛を申込みます。

1 協賛の種類

イルミネーション協賛① ・ イルミネーション協賛② ・ 物品協賛 ・ 役務協賛
（該当する協賛種類を囲んでください）

2 協賛の内容

（1）イルミネーション協賛①

協賛金額	円
------	---

（2）イルミネーション協賛②

市場価格	円
------	---

（3）物品協賛

品名	
数量	
市場価格	円

（4）役務協賛

協賛内容	
市場価格	円

3 協賛特典の希望調査

別添のとおり（別表2特典希望の欄に、○を付けて提出ください。）

4 連絡先

所属・役職： 担当者：

電話： FAX：

E-mail：